

## 令和4年度 包括外部監査の結果の概要

### 1 監査テーマ

横浜市の公園・緑地及び公園施設等についての整備、維持管理等における財務の執行状況について

### 2 テーマ選定理由

横浜市には、身近な街区公園などから、歴史的な文化財を活用した公園、山下公園などの観光に資する大規模な公園まで、様々な規模・態様の公園が約2,700設置されている。

その管理形態は、各公園の特徴や目的に合わせ、指定管理者制度、直営による維持管理、Park-PFIにより行われている。また、身近な公園の日常的な管理においては、住民参加による公園愛護会が結成され、清掃や草刈り、地域イベントの実施など地域ごとに様々な活動が行われている。

防災・都市環境の保全・コミュニティ形成・都市景観・文化伝承・子育てなど、様々な機能を担う「公園」が今後どのように整備・維持管理されるかは市民にとっても関心が高く、横浜が住みたい街、訪れたい都市になるための更なる取組みが期待されるところである。

このような考えから、横浜市の公園・緑地及び公園施設等についての整備、維持管理等における財務の執行が適切に行われているかを検証する必要があると認め、令和4年度における包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

### 3 監査の結果

監査の結果、財務事務の執行及び対象施設の管理運営にいくつかの課題が見受けられた。その内容を指摘（措置が必要と認められる事項）13件及び意見（改善を要望する事項）44件に取りまとめた（詳細は別添「令和4年度 包括外部監査報告書」のとおり）。

#### (1) 監査対象部局・指定管理者

環境創造局、金沢区、港北区、公益財団法人横浜市緑の協会、横浜市緑の協会・横浜市弓道協会グループ及び横浜植木株式会社

#### (2) 監査対象期間

原則として令和3年度。必要に応じて令和2年度以前及び令和4年度の執行分を含む。

#### (3) 主な指摘及び意見

1	公園整備工事の特徴による影響と対応	環境創造局みどりアップ推進課	意見 3-1,3-6,18-2,19-1,21-1
現状	小柴自然公園の整備工事は、令和14年度の終了を予定しており今後も約10年間かかる。また、敷地面積が約55.8haと非常に広大で、金額も99億円が見込まれる。自然豊かな地域であり周辺にも大きな緑地・公園が存在する。 舞岡八幡山しぜん公園は、12.7haの総合公園であり、当初は令和2年度に供用開始予定であったが、令和4年11月にごく一部を公開したにとどまっている。また、墓園の隣接やスケートボード広場を整備するなどの特徴があり、複数の指定管理者の導入が予定されている。 谷本公園は平成12年に始まった整備計画から22年経過した現在においても土地取得の一部が未了であり、用地取得は予定総面積5haの約90%、工事進捗率は約65%である。		
意見の要旨	公園整備の大きな特徴に計画・整備期間が長期にわたることがあげられる。例えば、今後の10年間では経済状況や住民の志向及び年齢層などが変わる可能性もあるし、取得済遊休地の管理コストが当初の事業予算を上回ることも考えられる。整備計画は必要に応じて見直すものとし、またその際は住民への丁寧な周知が求められる。 また、小柴自然公園のように米国からの返還や舞岡八幡山しぜん公園のように研究開発施設等からの計画変更など、十分なマーケティングの末、立地を選択して整備するものではない場合もある。周辺の他の公園等にはない魅力づくりについては柔軟に検討されたい。		

2	公園愛護会について	環境創造局公園緑地維持課	意見 1-2,1-3
現状	<p>港北土木事務所において愛護会に関する書類の確認を行ったところ、平成 17 年以前の公園愛護会の結成届、規約及び横浜市の承認通知等の書類が保管されていなかった。</p> <p>また、公園愛護会が活動報告書と共に提出している収支報告書には、記載内容の誤りが多くみられ、報告書として求められる要件を充足していないものも散見される。</p>		
意見の要旨	<p>横浜市の公園の約 9 割に公園愛護会が結成され、公園の日常の管理をしている公園愛護会が担う役割も大きい。結成後、相当期間経過している公園愛護会も多く、規約の紛失や改定の必要性等も考えられる。その公園愛護会の基盤となる書類を確実に保管し、体系的に整備し、必要に応じて確認できる体制を整えておく必要がある。</p> <p>現状では、公園愛護会として収支報告書は提出義務のない書類としての取扱いであるが、物品の支援・技術の支援等を行い、多額ではないが愛護会費（謝金）も交付される団体であるため、収入及び支出を明確に記録し、誤りのない収支報告書を作成、提出する事が本来望ましい。公園愛護会に対して大きな事務負担にならないためにも、簡素かつ明確な報告書様式の整備と記入方法の指導が求められる。</p>		
3	書類の記載誤り・記載漏れについて	環境創造局南部公園緑地事務所、金沢土木事務所	指摘 4-1,6-1,8-1,10-1,15-1
現状	<p>複数の書類に記載漏れや記載誤りが発見された。例えば、業務委託契約書の 3 桁ごとに区切る「,」（コンマ）を誤って「.」（小数点）で記載していた。また、工事請負契約書に添付する請負代金内訳書の金額が正しくは 46,572,900 円と記載すべきところ、誤って 45,572,900 円と記載し 100 万円少なく計上されていた。他にも、工事設計変更指示書及び請書において、「30 日」を「31 日」とする誤記載も発見された。完了年月日の「令和 3 年」が「令和 2 年」と誤記載され、加えて、記載項目である部分完了検査希望年月日の記載が行われていない清掃業務の完了届出書を受領していた。</p>		
指摘の要旨	<p>いずれの誤りも発見しづらいものではあるが、正式な契約書に添付して相手方と取り交わすものであり、適切なチェック体制を構築し、誤りのない書類の作成が求められる。また、契約の相手側から提出を受ける書類についても、記載誤りや記載漏れの確認を適切に行い、必要があれば、相手側に訂正を求めるべきである。</p>		
4	海の公園の指定管理施設における公園維持管理業務の第三者委託について	環境創造局南部公園緑地事務所	指摘 14-1
現状	<p>指定管理料（年額 232,843 千円）の 58.8%にあたる「公園維持管理」業務（136,937 千円）を第三者委託している。</p>		
指摘の要旨	<p>基本協定書第 19 条では『公園の管理運営の主たる部分の業務』の第三者委託は禁止されている。指定管理料の 58.8%は非常に高く、金額的に見ると管理運営業務の主たる部分と考えられる。また、業務の内容も「公園維持管理」となっており、正に公園の管理運営そのものである。指定管理者が雇用する公園のスタッフは、運営管理・施設管理業務に関わる常勤職員 2 名とパートタイム労働者 4 名の 6 名であるが、470,155 m<sup>2</sup>の総合公園を管理する実働部隊がおらず、最初から管理運営業務のほとんどを第三者に実施させる仕組みのようにも見える。</p> <p>全体の業務のコーディネートだけならば、指定管理者ではなく、市が直接行うべきである。『公園の管理運営の主たる部分の業務』を明確に定義し、「公園維持管理」業務については、市が直接発注することも検討すべきである。</p>		